

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「埼玉県教育委員会（県教育局）の職員が2010年3月18日以降本日までに請求者本人たる〇〇〇〇に関し作成した報告書、メモ、議事録、職員による口頭の報告事項を記録した文書及び録音又は録画の記録、並びにその他一切の文書、図画、写真及び電磁的記録」の開示請求につき、「平成23年度埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会に係る作業部会（第1回）資料」（以下「本件文書1」という。）及び「平成23年度埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会に係る作業部会（第2回）資料」（以下「本件文書2」という。）に記載された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、平成23年9月2日付けでその一部を不開示とした決定について、本件文書2で不開示とした部分は、開示すべきである。

実施機関が行ったその余の決定については、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人の法定代理人として、実施機関に対し平成23年8月3日付けで保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成23年9月2日付け教特第300号で保有個人情報の開示決定を行うとともに、教特第301号で本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(2) 申立人は、行政不服審査法に基づき、平成23年9月27日付けの異議申立書により、本件処分について、実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年11月9日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年12月6日付けで申立人から理由説明書に対する意見書及び資料の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年1月25日、実施機関からの意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年5月17日、実施機関からの意見聴取を行った。
- (7) 申立人は、本件異議申立てに関する一切の件について、平成24年7月6日、代理人に委任した。

### 3 申立人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 本件文書1について

ア 不開示とした部分は、「市町村等の名称」で開示請求者以外の個人の情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、条例第17条第3号に該当するものとして不開示とした。

イ 不開示とした部分は、「市町村等の名称」としているが、具体的には開示請求者本人に関する情報以外のもので、他の協議対象とした者の居住する市の名称、状況、主治医の病院名等であって、条例第17条第3号に該当する。また、5ページについては、開示請求者本人に関する医療的ケアの体制整備と直接に関係のない協議事項に関する資料であり、本件開示請求の対象外の情報である。さらに、9ページ及び10ページについても、全てが開示請求者以外の個人の情報であって、本件開示請求の対象外の情報である。

ウ 申立人は、市町村等の名称を開示することによって特定の個人を識別すること

ができることは想定しにくいと主張しているが、当該協議会の協議対象とされるケースであることから特定の個人を識別することも十分に可能と考えられる。

エ 申立人は、開示請求者本人の就学にあたって、その生命、健康及び生活を維持するため必要な医療的ケアを受けられるかどうかという重大な問題に関わるものであり、条例第17条第3号ただし書口の定めに該当することから、すべて開示しなければならないと主張しているが、当該規定により保護すべき開示請求者以外の個人情報等をあえて開示することが相当であるとは認められない。

## (2) 本件文書2について

実施機関では、開示請求者本人の県立特別支援学校への就学にあたって、要望のあった医療的ケアの体制整備について、検討を行ってきた。チューブの再挿入及びエアウェイの検討には、当該協議会及び当該作業部会において、慎重な審議が必要である。本件処分の時点においては、当該作業部会で協議中であり、これらの情報が開示されインターネット等で公開された場合に、様々な意見が県や学校、委員に寄せられる可能性も十分考えられ、その結果、当該協議会及び当該作業部会での率直な意見交換が損なわれ、意思決定にあたって支障の出るおそれや特別支援学校の医療的ケアの体制整備事業の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると判断したものである。

## (3) 条例第19条による裁量的開示について

条例第17条各号の規定により保護すべき開示請求者以外の個人情報等をあえて開示することが相当であるとは認められない。

## (4) 信義則違反との主張について

実施機関では、開示請求者本人の県立特別支援学校への就学に向けて、医療的ケアの実施内容の他、二つの課題も含め、話し合いを誠実に進めてきた。平成23年11月9日現在、就学猶予で保育所での保育を受けている開示請求者本人の来年度の就学先決定に向けて、保護者と一緒に考え話し合いを進めることは必要なことで、協力を依頼しており、適切な対応と考えている。

# 5 審査会の判断

## (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報、開示請求者本人に関する一切の情報であり、具体的には、本件文書1及び2に記載された保有個人情報である。

本件文書1は、平成23年6月13日に実施された当該作業部会（第1回）の資料であり、本件文書2は、平成23年7月21日に実施された当該作業部会（第2回）の資料である。

当該協議会は、実施機関が、県立特別支援学校における医療的ケアの体制整備を進めるため設置しているものであり、必要に応じて作業部会が設置され、課題の把握や方策等の検討を行っており、当該作業部会においては、開示請求者本人に係る事例以外の事項についても協議が行われている。

実施機関は、本件開示請求の対象外とした部分（以下「対象外部分」という。）を除き、本件文書1の一部について条例第17条第3号に該当するとして不開示とし、本件文書2の一部について条例第17条第6号及び第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行っているので、対象外部分の保有個人情報該当性及び不開示部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

## （2）対象外部分の保有個人情報該当性について

ア 申立人は、本件文書1及び2について、ページ1葉丸ごとすべてが除かれている部分があり、不適切かつ極めて不自然である旨主張する。

これに対し、実施機関は、開示請求者本人に関する医療的ケアの体制整備と直接に関係のない協議事項に関する資料については、本件開示請求の対象外の情報である旨主張する。

イ 当審査会において、本件文書1及び2を見分したところ、本件文書1については、4ページの一部、5ページの全部、9ページの全部及び10ページの全部が、本件文書2については、1ページの一部、2ページの一部、7ページの一部、8ページの一部、11ページの全部及び12ページの一部が対象外部分とされているが、いずれも開示請求者本人とは関係のない他の協議事項に関する独立した情報と認められる。

したがって、上記部分については、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当せず、条例上の開示請求権が認められないことから、実施機関が本件開示請求の対象外としたことは、妥当である。

(3) 本件文書1の不開示部分の不開示情報該当性について

ア 条例第17条第3号該当性について

(ア) 当審査会において、本件文書1を見分したところ、表紙、3ページ、4ページ及び6ページに不開示部分が認められる。そして、当該不開示部分には、居住する市町村の名称及び主治医が所属する病院の名称等、当該協議会の協議対象とされた開示請求者本人以外の個人に関する情報が記載されていることが認められる。当該不開示部分について、実施機関は、当該協議会の協議対象とされる事例であることから、これを開示すると特定の個人を識別することも十分に可能であり、条例第17条第3号の不開示情報に該当する旨主張する。

(イ) これに対し、申立人は、特定の個人の識別とは、当該特定個人の住所や氏名が識別できることを指し、特定市町村に開示請求者と同様の障害のある児童が存在する事実が判明するとしても、それをもって特定の個人の識別とはいえない旨主張する。

(ウ) 条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を不開示情報としている。そのため、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は不開示情報となるものと解される。

そこで、当審査会において実施機関に確認したところ、不開示部分に記載された市町村内において当該協議会の協議対象とされている事例は極めて少数であるとのことであり、記載されている情報を総合的に判断すれば、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる認められるので、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

イ 条例第17条第3号ただし書該当性について

(ア) 申立人は、仮に、本件文書1における不開示部分が、条例第17条第3号本文に記載された情報に該当するとしても、本件文書1は、開示請求者本人の県立特別支援学校への就学にあたり、その生命、健康及び生活を維持するために

必須な医療的ケアを受けられるかどうかという重大な問題にかかわるものであり、同号ただし書口に該当するから、条例第17条柱書にしたがって、開示請求者に対しすべて開示しなければならない情報である旨主張する。

(イ) 条例第17条第3号ただし書口は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を同号の不開示情報から除外している。これは、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る時には、当該情報を開示しなければならないこととして、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図る趣旨と解される。

しかるに、当該不開示部分には、居住する市町村の名称及び主治医が所属する病院の名称等、当該協議会の協議対象とされた開示請求者本人以外の個人に関する情報が記載されているものであり、かかる情報を不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るとは認められないので、条例第17条第3号ただし書口には該当しない。また、同号ただし書イ及びハに該当する事情も認められない。

ウ 条例第19条に基づく裁量的開示について

申立人は、条例第19条に基づく裁量的開示を行うべきである旨主張するが、本件文書1における不開示部分が開示請求者本人以外の個人が居住する市町村の名称及び当該個人の主治医が所属する病院の名称等の情報であることに鑑みれば、「個人の権利利益を保護するため特に必要がある」場合とは認めなかった実施機関の判断が社会通念上著しく妥当性を欠くなどの事情は認められず、裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえない。

エ したがって、本件文書1について実施機関が行った決定は妥当である。

(4) 本件文書2の不開示部分の不開示情報該当性について

ア 条例第17条第6号該当性について

(ア) 条例第17条第6号は、「県の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換

若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものを不開示情報としている。これは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としているものと解される。ここで、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味するものと解される。

(イ) 当審査会において、本件文書2を見分したところ、3ページ、4ページ、5ページ及び6ページに不開示部分が認められる。そして、当該不開示部分には、開示請求者本人の事例に関して、埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制整備事業実施要項細則の現行規定の考え方及び作業部会における検討事項が専門的見地から整理されて記載されていることが認められる。なお、特定委員の具体的な意見が記載されている部分は認められない。

(ウ) 実施機関は、本件処分時点においては、当該作業部会で協議中の段階であり、当該情報が開示されインターネット等で公開された場合に、様々な意見が県や学校、委員に寄せられる可能性も十分考えられ、その結果、当該協議会や当該作業部会での率直な意見交換が損なわれ、意思決定にあたって支障の出るおそれがあると説明する。

(エ) しかし、仮に、当該不開示部分が開示され、様々な意見が県や学校、当該作業部会の委員に寄せられたとしても、当該不開示部分には、当該作業部会における特定委員の具体的な意見が記載されているわけではないことから、当該作業部会の委員が、その後の協議において外部からの圧力や干渉等の影響を受けて開示請求者本人等にとって不利益な発言を控えるといった可能性は低いと認められる。また、当該不開示部分は、開示請求者本人の事例に関して、埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制整備事業実施要項細則の現行規定の考え方及び当該作業部会における検討事項が専門的見地から整理されて記載されていることに鑑みれば、審議、検討等途中の段階の情報であっても適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであると認めることはできな

い。したがって、当該不開示部分を開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、条例第17条第6号の不開示情報には該当しないと認められる。

イ 条例第17条第7号該当性について

(ア) 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

(イ) 実施機関は、本件処分の時点においては当該作業部会で協議中であり、当該情報が開示されインターネット等で公開された場合に、様々な意見が県や学校、委員に寄せられる可能性も十分考えられ、その結果、特別支援学校の医療的ケアの体制整備事業の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

(ウ) しかし、上記ア(イ)で述べたとおり、本件文書2における不開示部分には、開示請求者本人の事例に関して、埼玉県立特別支援学校医療的ケア体制整備事業実施要項細則の現行規定の考え方及び当該作業部会における検討事項が専門的見地から整理されて記載されていると認められる。仮に、当該不開示部分を開示することにより、様々な意見が県や学校、当該作業部会の委員に寄せられたとしても、そのことにより特別支援学校の医療的ケアの体制整備事業の適正な運営に何らかの支障を及ぼす可能性が高いとはいえないことから、法的保護に値する蓋然性があるとまではいえない。したがって、当該不開示部分を開示することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第17条第7号の不開示情報には該当しないと認められる。

ウ 以上のことから、本件文書2における不開示部分（3ページの不開示部分、4ページの不開示部分、5ページの不開示部分及び6ページの不開示部分）については、条例第17条第6号及び第7号の不開示情報のいずれにも該当せず、開示



すべきである。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人は、本件決定通知書において本件文書1の「開示しない部分」として「市町村等の名称」と記載されているが、実施機関が「市町村等の名称」以外にも病院の名称等の情報が本件文書1の不開示部分に含まれていることを認めていることから、当該記載は虚偽である旨主張する。

本件決定通知書の「開示しない情報及びその理由」欄には、本件文書1について「開示しない部分」及び「開示しない理由」という項目が設けられ、不開示とされた情報の内容及び不開示理由が記載されている。

ところで、保有個人情報の一部を開示する決定及び全部を開示しない決定は申請により求められた許認可等を拒否する処分に該当するため、埼玉県行政手続条例第8条により処分の理由を示さなければならないが、これは、実施機関の判断の慎重、合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにより、開示請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨と解される。かかる理由の提示の趣旨に鑑みれば、開示請求者において不開示部分が条例第17条各号の不開示情報のどれに該当するのかがその根拠とともに了知し得るものとして記載されていれば足り、不開示とされた情報の内容を全て個別的に記載する必要はないと解されるから、当該記載は虚偽とまではいえない。

また、申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

海老原夕美、高佐智美、松村雅生

**審査会の経過**

年 月 日	内 容
平成23年11月 9日	諮問を受ける（諮問第52号）

平成23年11月9日	実施機関から理由説明書を受理
平成23年12月7日	異議申立人から意見書及び資料を受理
平成24年1月25日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成24年2月20日	審議
平成24年3月21日	審議
平成24年4月19日	審議
平成24年5月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成24年6月21日	審議
平成24年9月28日	審議
平成24年10月24日	審議
平成24年11月29日	審議
平成25年2月6日	答申